

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【事業年度】	第24期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
【会社名】	株式会社ヴィス
【英訳名】	VIS co. ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 中村 勇人
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
【電話番号】	06 - 6457 - 6788 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 矢原 裕一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
【電話番号】	06 - 6457 - 6788 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 矢原 裕一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	7,173,174	8,670,125	9,298,109	8,075,347	10,727,457
経常利益 (千円)	654,056	914,561	927,171	510,241	1,012,492
当期純利益 (千円)	451,128	626,042	610,873	331,187	687,311
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	25,000	25,000	515,360	516,501	522,211
発行済株式総数 (株)	2,284,100	2,284,100	8,152,300	8,161,300	8,204,050
純資産額 (千円)	1,435,435	1,970,113	3,436,082	3,647,541	4,280,677
総資産額 (千円)	3,435,436	4,247,577	5,234,622	5,271,539	6,927,706
1株当たり純資産額 (円)	209.48	287.51	421.49	446.90	521.78
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	40.00 (-)	55.00 (-)	15.00 (-)	8.00 (-)	17.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	65.84	91.36	88.83	40.61	84.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	88.79	39.84	82.66
自己資本比率 (%)	41.8	46.4	65.6	69.2	61.8
自己資本利益率 (%)	36.2	36.8	22.6	9.4	17.3
株価収益率 (倍)	-	-	6.8	15.2	7.6
配当性向 (%)	20.3	20.1	16.9	19.7	20.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	674,072	876,191	281,193	425,702	1,394,184
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,030,245	121,982	275,552	647,817	82,807
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	487,822	211,364	414,094	133,311	54,174
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,606,895	2,149,741	2,569,477	2,214,051	3,471,252
従業員数 (名)	163	174	187	209	224
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	106.8 (139.3)	113.0 (138.7)
最高株価 (円)	-	-	815	840	850
最低株価 (円)	-	-	600	482	534

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第21期、第22期、第23期及び24期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。また、第20期の持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社は存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。
3. 第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。また、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は、2020年3月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第20期及び第21期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第20期における投資活動によるキャッシュ・フローの大幅な減少は、VISビル事業を展開するための不動産の取得によるものであります。また、第20期における財務活動によるキャッシュ・フローの大幅な増加は、不動産の取得代金の一部に充当するための金融機関からの借入れによるものであります。
6. 第22期における財務活動によるキャッシュ・フローの大幅な増加は、長期借入金の返済による支出があった一方で、株式の発行による収入によるものであります。
7. 第23期における投資活動によるキャッシュ・フローの大幅な減少は、VISビルの建設によるものであります。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 当社は、2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
10. 第20期、第21期及び第22期の株主総利回り及び比較指標は、2020年3月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため記載しておりません。
11. 当社株式は、2021年3月25日をもって東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第二部へ市場変更いたしました。そのため、最高株価及び最低株価は、市場変更以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、市場変更以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。ただし、当社株式は、2020年3月25日から東京証券取引所マザーズ市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、1998年4月大阪府大阪市西区において商業施設のデザイン業務を事業目的とする会社として、現在の株式会社ヴィスの前身である「有限会社ヴィス」を創業いたしました。

その後、1999年1月に商号を「株式会社ヴィス」に変更いたしました。

株式会社ヴィス設立以後の企業集団にかかる経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1999年1月	大阪市西区に商業施設を中心とするデザイン業務を主たる事業目的とした、株式会社ヴィス(資本金10,000千円)を設立
2004年1月	主たる事業目的をデザイナーズオフィス業務に変更
2004年9月	東京都港区に東京オフィスを新設
2008年2月	二級建築士事務所として登録(本社) 一級建築士事務所として登録(東京)
2008年3月	一般建設業許可を取得
2008年8月	名古屋市中村区に名古屋オフィスを新設
2011年6月	デザイナーズオフィスの累計受注件数1,000件達成
2012年3月	第一種貨物利用運送事業を登録
2013年12月	特定建設業許可(建築工事業)を取得
2014年2月	事業拡大のため、大阪市北区に本社を移転
2014年3月	デザイナーズオフィスの累計受注件数2,000件達成
2015年6月	中国上海市にデザイナーズオフィス業務を事業目的とした、美図室内設計(上海)有限公司を設立(2018年6月29日付で清算終了)
2015年11月	一級建築士事務所として登録(本社)
2016年2月	事業拡大のため、東京都港区に東京オフィスを移転
2016年3月	デザイナーズオフィスの累計受注件数3,000件達成
2016年11月	特定建設業許可(内装仕上工事業)を取得
2017年6月	デザイナーズオフィスの累計受注件数4,000件達成
2017年12月	大阪市中央区にVISビル事業用の不動産を取得
2018年7月	事業拡大のため、名古屋市中村区に名古屋オフィスを移転
2018年12月	デザイナーズオフィスの累計受注件数5,000件達成
2020年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場 資本金を515,360千円に増資
2020年4月	デザイナーズオフィスの累計受注件数6,000件達成
2021年1月	VISビル「The Place」開業
2021年3月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2022年3月	デザイナーズオフィスの累計受注件数7,000件達成

- (注) 1. 2022年4月1日にワークデザインコンサルティング業務を主たる事業目的とした、100%子会社(株)ワークデザインテクノロジーズ(現連結子会社)を東京都港区に設立しております。
2. 2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第二部からスタンダード市場へ移行しております。
3. 2022年5月2日に事業拡大のため、名古屋市中区に名古屋オフィスを移転するとともに、「The Place Nagoya」を新設しております。
4. 2022年6月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

3 【事業の内容】

当社は、「はたらく人々を幸せに。」というフィロソフィーのもと、デザインを切り口として企業の抱える課題を解決するオフィスコンサルティングサービスを提供しており、オフィス空間のデザインの提供を柱として、企業ロゴや会社案内といった印刷物等のグラフィックデザイン、企業のコーポレートサイトやリクルーティングサイトといったWEBデザイン等も併せて提供することで顧客の企業価値の向上を図るデザイナーズオフィス事業を行っております。

2019年4月より「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が順次施行され、働き方改革においては生産性と創造性の向上が必要とされますが、どのようなワークスタイルであっても同一の働く場を使わざるを得ない従来型の画一的なオフィスとは異なり、当社が手掛けるオフィスにおいては、集中したい時に集中できる場、すぐにミーティングができる場、フリーアドレス等により毎日横に座る人が変わり、ざっくばらんな会話が色々なアイデアやヒントに繋がる場など、社員が常に交わるような働く場を作る事で創造性を高め、働き方改革の推進に寄与するオフィス空間をデザインしております。事業の名称でもあるデザイナーズオフィスとは、一般的な従来のオフィス空間(部署ごとに規則正しく机や什器などが並んでいる)とは違い、企業のスタイルに合わせ、自由な発想のもと機能性・効率性を追求したオフィスであります。

また、オフィス空間デザインの実績とノウハウを活かし、「働く場」を自社でプロデュースするとともに「新しい働き方」を世の中に発信するVISビル事業を行っております。

当社の事業セグメントは、「デザイナーズオフィス事業」及び「VISビル事業」であり、それぞれの事業の内容は下記のとおりであります。なお、当該2事業は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) デザイナーズオフィス事業

当社のデザイナーズオフィス事業は、IT企業を中心にベンチャー企業をはじめとする中小企業から大手上場企業までを対象に幅広く展開しております。

事業の内容

デザイナーズオフィス事業では、顧客のオフィスの移転や改装のニーズに対し、オフィス空間の設計デザインから施工までをワンストップで提供するほか、設計デザイン等部分的にも顧客のニーズに応じて、柔軟に提供しております。仕事環境の課題を可視化するため、経営層に対するインタビュー、従業員へのヒアリングを基に職場環境の調査(ワークプレイスサーベイ)を行い、はたらく人々にとって快適で効率性の高いオフィスを提供しております。オフィス空間のデザインやレイアウトの提案、機能性・デザイン性を考慮した家具・什器の選定(ファニチャーコーディネート)、インフラ整備といったサービスなど、移転・改装に関わる計画・予算・スケジュールをマネジメントし、プランニングから施工までを一連のサービスとして提供しております。

〔オフィスデザイン〕

移転コンサルティング	スケジュール立案から、ビル工事の折衝、原状回復工事まで、オフィスの移転・改装に関わる全てのプロセスをワンストップでマネジメントいたします。
賃貸物件の検索 (リーシングサポート)	幅広い不動産ネットワークを活かし、オフィスの移転・開設など、ニーズに合った物件をご紹介します。
職場環境の調査 (ワークプレイスサーベイ)	「ファシリティ(設備)」「ICT(1)」「運用」「コミュニケーション」「ブランディング」の5つの軸を数値化し職場環境の実態を調査・分析いたします。
設計・レイアウト	ヒアリングと職場環境の調査を基に、顧客の持つ課題、ビジョンに合わせてオフィス空間をデザインする上での指針となるものを決定し(コンセプトワーク)、具体的なプランニングを行うことで最適なオフィスレイアウトをご提案いたします。
インテリアデザイン	それぞれの空間の特徴を活かしつつ、顧客ごとの特徴や企業文化・風土などを考慮した空間デザインにより、用途に応じた快適なオフィス空間をご提案いたします。
施工 (コンストラクション)	オフィスの移転・改装に関する工事の工程・施工をマネジメントし、オフィスの移転・開設作業を円滑に進めます。
什器・家具の選定・手配 (ファニチャーコーディネート)	ご要望に応じてオフィス什器やデザイン家具などの各種メーカーの中から最適な商品をコーディネートし、ご提案から納入まで対応いたします。また、オリジナル家具の設計製作も承ります。

インフラ整備	電気・電話・LAN・セキュリティなど、オフィスのインフラ構築をご提案いたします。
引越 (移転作業・改装作業)	顧客への引越説明会の実施、ナンバリング作成などをトータルにサポートし、オフィス移転・改装作業をスムーズに進行いたします。
アフターフォロー	オフィス移転・改装後のサポート期間はもちろん、時間の経過とともに変わるオフィスのレイアウトやデザインの変更などのご要望にも柔軟に対応いたします。

上記のオフィスデザインに加え、顧客のニーズに合わせて下記のグラフィックデザインやWEBデザインも提供しております。

〔グラフィックデザイン〕

ロゴデザイン	コーポレート・アイデンティティ(2)という考え方を基に、企業の象徴となるロゴマークについて、顧客にとって最適なデザインをご提案いたします。
パンフレット	ビジュアル・アイデンティティ(3)という考え方を基に、企業案内、採用パンフレット、商品案内など、利用目的に応じたデザインをご提案いたします。
名刺・封筒	素材や品質、加工のご提案を含め、企業のブランドイメージを魅力的に伝えるビジネスツール、コミュニケーションツールとなるようにプランニングいたします。

〔WEBデザイン〕

ディレクション	顧客にとっての「ゴール」設定を明確にし、その実現のために、プロジェクト全体の進行管理・品質管理などのWEBサイトに関わる全ての工程をマネジメントいたします。
デザイン制作	企業イメージを反映したWEBデザインで、企業のブランド価値と認知度を向上させ、ユーザビリティ(4)の高いWEBサイトをご提案いたします。
撮影・ライティング	オフィスデザインや空間デザイン、ポートレートなどの撮影、インタビュー記事の作成や取材など、魅力的なコンテンツ作成のためのマネジメントをいたします。
HTML・CSS編集	WEBデザインデータを基にしたHTML/XHTMLマークアップ・CSSコーディング(5)を行い、顧客にとって最適なソリューションを提供いたします。
WEB動画	企業のコンセプトやビジョン、事業内容を分かり易く明確にビジュアルで伝えるWEB動画の制作をご提案いたします。

〔用語の注釈〕

- (1) ICT(Information and Communication Technology)
通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
- (2) コーポレート・アイデンティティ(Corporate Identity)
コーポレート・アイデンティティ(CI)とは、経営理念に基づき企業の持つ特性を社内で再認識・再構築することで社員の心のよりどころや誇りとし、それを社外にも共有することで、会社の存在価値を高め、企業戦略に活かそうという考え方のこと。
- (3) ビジュアル・アイデンティティ(Visual Identity)
ビジュアル・アイデンティティ(VI)とは、企業が伝えたいイメージについて、伝えるための媒体を構成する要素(紙、カラー、書体等)により効果的に表現しようとする考え方のこと。
- (4) ユーザビリティ(Usability)
ユーザビリティとは、一般的に「使いやすさ」や「有用であること」を表す用語。
- (5) HTML/XHTMLマークアップ・CSSコーディング
HTML/XHTMLマークアップとは、マークアップ言語(HTML/XHTML)を使用してWEBページを作成すること。
CSSコーディングとは、WEBページのデザインを指定する言語(CSS)を使用してWEBページを作成すること。

事業の特徴

イ 企業価値を高めるデザイン

デザイナーズオフィス事業では、空間・グラフィック・WEBデザインにより、コーポレート・アイデンティティの確立と企業ブランディング(1)の構築を実現させ、顧客の企業価値を高めるオフィスの空間デザインを提供しております。企業が持つ「想い」や「らしさ」をより具現化して魅力的なカタチにデザインすることで、「従業員エンゲージメント(2)や帰属意識の向上」や「生産性の向上」だけではなく、「洗練されたブランドイメージの確立」や「採用効率の向上」等のさまざまなシナジーを生み出すことにより、顧客の企業価値を高めることができると考えております。

ロ ワンストップソリューションによる顧客の業務軽減と個々のお客様にあった進行

オフィスを移転又は改装する場合、さまざまな専門業務が複雑に絡み合い、多岐にわたるタスクが生じます。当社では、オフィス移転・改装に関する一連のタスクを専属のプロジェクトマネージャーが一元管理することにより、顧客側で労力と時間を削減することができるとともに、正確かつ迅速に個々の顧客にあったプロジェクトを進行することができます。

ヒアリングからアフターフォローまでの具体的な流れは、下図のとおりであります。



八 オフィス空間の実績・ノウハウ

当社は、7,000件を超えるデザイナーズオフィスの累計受注件数を積み上げており、独自のノウハウと高い企画力が強みであると考えております。

また、当社の手掛けたデザイナーズオフィスが、「ニューオフィス」づくりの普及・促進を図ることを目的として、日本経済新聞社と一般社団法人ニューオフィス推進協会が共同で主催する「日経ニューオフィス賞」を2008年に初めて受賞し、これまでに27件受賞しております。この「日経ニューオフィス賞」は、ワーカーが快適かつ機能的で精神的にゆとりを感じるような生活の場となっている、創造性を高める働き方を誘発する環境になっている、地球環境への影響や地域社会への貢献など社会性が配慮されている等の具体的な審査の視点により、表彰されるものであります。

〔デザイナーズオフィスの累計受注件数〕

	累計受注件数(件)
2005年3月期～2013年3月期	1,609
2014年3月期	2,054
2015年3月期	2,558
2016年3月期	3,129
2017年3月期	3,870
2018年3月期	4,589
2019年3月期	5,310
2020年3月期	5,983
2021年3月期	6,572
2022年3月期	7,078

〔用語の注釈〕

(1) 企業ブランディング

企業ブランディングとは、「企業が存在する社会目的」や「そこに向かう一貫した姿勢」を明確に示すこと等により、企業全体のイメージや価値を向上させることをいう。「ブランド」は、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」に次ぐ、第五の経営資源であると考えられている。

(2) エンゲージメント

エンゲージメントとは、企業や商品、ブランドなどに対してユーザーが「愛着を持っている」状態を指し、企業とユーザーの「つながりの強さ」を表す用語

(2) VISビル事業

VISビル事業では、スタートアップ企業向けのテナント賃貸やシェアオフィス(レンタルオフィス)、テレワーカーやフリーランスのワーカー向けのコワーキングスペースを提供しております。従来のテナントオフィスの区画を契約するというビルサービスだけではなく、コワーキングスペースやイベントの開催などを通じて「企業と企業、企業と個人が出会い、新たな価値を創出する場」を提供することにより、顧客の成長を支援してまいります。

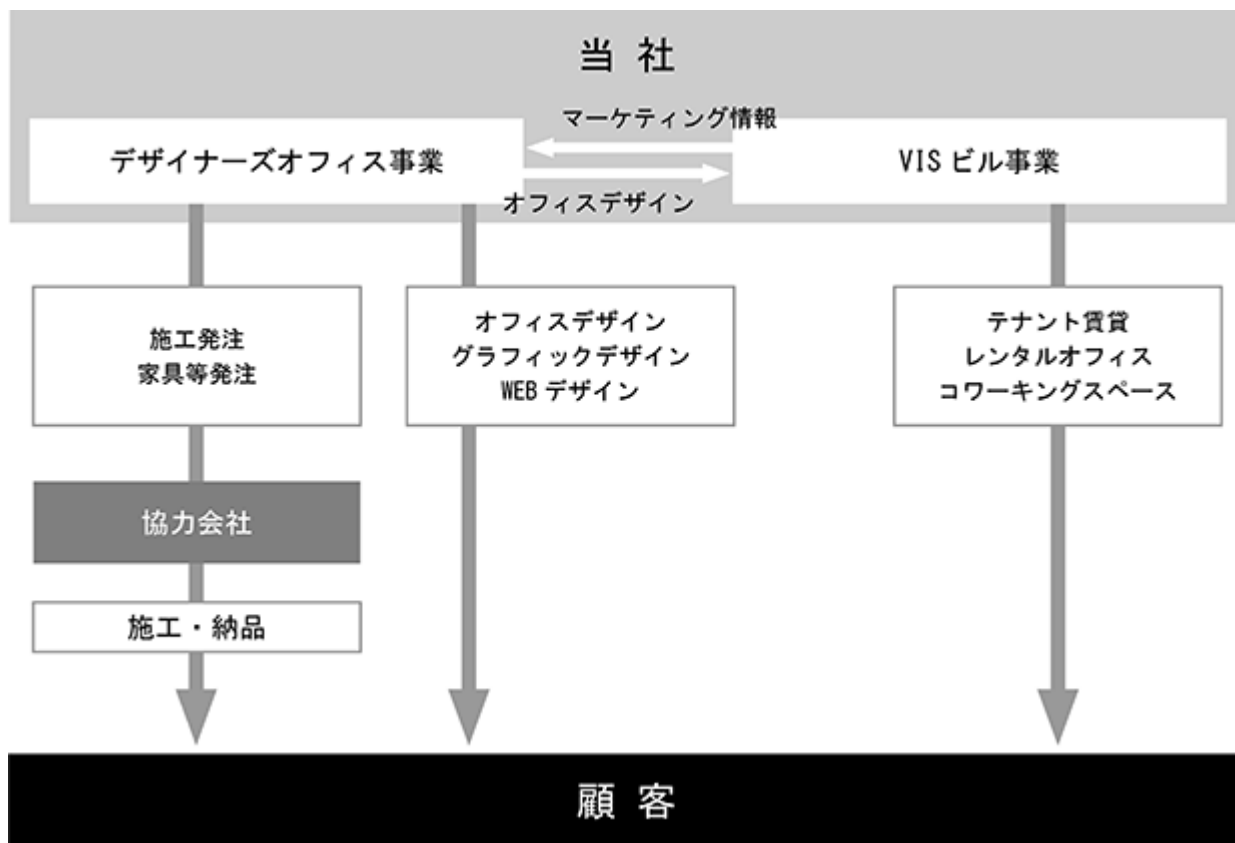
テナント賃貸	テナントのニーズに対し、オフィス空間の設計デザインから施工までを当社が手掛けたオフィスに様々なソフトサービスを統合したもの
セットアップオフィス	既に内装や家具が施されたオフィス空間に様々なソフトサービスを統合したサブスクリプション型(1)のオフィス
シェアオフィス (レンタルオフィス)	必要な設備が一式揃った個室のオフィス空間に様々なソフトサービスを統合したサブスクリプション型のプライベートオフィス
コワーキングスペース	同じスペースを複数の利用者がフリーアドレス形式で共有するサブスクリプション型のオープンオフィス

〔用語の注釈〕

(1) サブスクリプション型

サブスクリプション型とは、製品やサービスなどの一定期間の利用に対して、代金を支払う方式のこと。設備を自前で揃える必要がなく、初期コストを低く抑えることができる。

〔事業系統図〕



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
224	32.0	4.3	6,202

セグメントの名称	従業員数(名)
デザイナーズオフィス事業	224
VISビル事業	-
合計	224

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2. VISビル事業の従業員数が0名であるのは、同事業は従業員が兼務して行っており、専従の担当者がいないためであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

これまで当社は、「はたらく人々を幸せに。」をフィロソフィーとして事業展開をしてまいりましたが、2022年4月1日付で株式会社ワークデザインテクノロジーズ(連結子会社)を設立いたしました。それに伴い、当社が今後さらなる飛躍を遂げていくためには、既存の枠組みを超えた事業展開やサステナビリティへの取組み、さらには経営と社員が目指すべき想いを共有することがより一層必要となってまいります。

そこで当社は、持続的成長企業として社会や顧客が求める価値を創造する企業であり続けるため、当社の企業価値を見つめ直し、2022年4月に新しい経営理念「Purpose(存在意義)」、「Ambition(目指すゴール)」、「Values(価値観)」を制定いたしました。この新しい経営理念のもと、社員全員が一丸となって、新しい「ヴィス」を創っていきたくて考えております。

Purpose(存在意義)	はたらく人々を幸せに。
Ambition(目指すゴール)	私たちだからできる「ワークデザイン」によって、はたらく空間やしぐみを進化させ、一人ひとりの想像力と創造力をひきだし、人と人との多彩なつながりを生み出す。だれもが自分らしく、最大の力を発揮しながらはたらくことができる社会へ。新たな価値や感動がつぎつぎと生まれるよう企業や組織と共創し、人々の幸せがふくらんでいく世界を実現します。
Values(価値観)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰より前を走ろう。 これからの「はたらく」をリードし続けるパイオニアへ。 一人ひとりが主役になって。 ・ 共に高め合おう。 多様性の力を信じて。 互いに成長し、生まれるシナジーをつぎつぎと。 ・ 得意を増やそう。 あらゆる可能性を、あらゆる角度から。 人と向き合い、心を動かすプロフェッショナルとして。 ・ 常に新しくいよう。 自ら学び、進化を続けて。 これまでにない価値を届け続ける。 ・ 深く寄り添おう。 すべては相手の喜びと感動のために。 熱い想いと、あたたかい心で。

(2) 目標とする経営指標

当社は、売上高、売上高営業利益率を重要な経営指標であると考え、高い収益性を維持し向上させていくため、高付加価値のサービスを提供するとともに原価率の低減やコスト管理に努めております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

昨今の「働き方改革」の推進のために、少子高齢化が進む中での労働者の確保、残業時間の抑制、ダイバーシティの推進、知的生産性の向上など様々な取り組みが行われ、さらにはIoTの発達により企業や従業員にとって「はたらく」ということが大きく変化してきております。「働き方改革」に積極的に取り組む企業が増え、その中でオフィス環境の改善にも積極的に取り組む企業が増えるとともに、デザイナーズオフィスの普及率も徐々に高まっていくと見込んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークの増加に伴い、働き方に対する関心の高まりやオフィスのあり方に対する意識の変化が見られ、今後も働き方やオフィス環境を本格的に見直す企業の引き合いが増加していくと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるため、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に対する懸念や企業活動のさらなる制約により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、これまで当社は、「デザイナーズオフィス事業」「VISビル事業」をコア事業として事業展開してまいりましたが、2022年4月1日の株式会社ワークデザインテクノロジーズ(連結子会社)の設立に伴い、ワークデザインカンパニーとして『はたらく』に関連するサービスをワンストップで提供する方向性を打ち出すため、2023年3月期から報告セグメントを「ブランディング事業」「コンサルティング・ワークスタイリング事業」に変更することといたしました。

当社は取引先となる移転ニーズのある企業を獲得するだけでなく、働き方への関心の高まりやオフィスのあり方の変化に対応したオフィスニーズを獲得することで、デザイナーズオフィス市場の発展と当社の業容拡大を図っていく方針であります。そのために必要な人材の確保・育成及び内部管理体制のさらなる強化に一層努めてまいります。

(4) 優先的に対処すべき課題

当社が、事業の拡大及び経営の安定化を図っていく上で、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

デザイナーズオフィスの認知度向上

デザイナーズオフィスが世の中に浸透し、徐々に広がりつつありますが、国内外の認知度はまだ広がり余地があります。このため、デザイナーズオフィスの認知度を向上させることが重要な課題となっております。

The Placeによるブランド力の強化

当社は、さらなる事業拡大のためにデザイナーズオフィスの認知度を向上させるとともに、そのブランド力を強化することが重要な課題であると認識しております。このため、デザイナーズオフィスの広告宣伝効果も期待できるThe Placeの早期収益化を図ることで、当社の強みを活かしたブランド力の強化と経営の安定化に取り組んでまいります。

WEBマーケティングの強化

当社は、継続的な成長のために、既存顧客へのフォローを継続するとともに、新規顧客を開拓し、新たな移転ニーズを見つけて、デザイナーズオフィスの提案をし続ける必要があります。このため、当社のマーケティング活動においては、新規顧客獲得のために、WEBマーケティングを強化し、販売チャネルを拡充することが重要な課題となっております。

内部管理体制の強化

当社は、継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。施工物の品質管理については、施工品質のさらなる向上を目指し、設計・施工・購買の各業務において、チェック体制を構築しております。廃棄物処理については、電子マニフェストを法令で定める期日より早く回収しており、毎月開催されるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会で回収状況について報告する体制を構築しております。今後、事業規模の拡大に応じた内部管理体制と内部監査体制を充実させていくことにより、さらなるコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでまいります。

法令遵守体制の強化

当社は、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社に対する真の理解と満足を獲得することが重要な課題と認識しております。今後、関係法令の遵守はもとより、社員一人ひとりの高い倫理観の醸成、社会的良識を持った責任ある行動を目指し、啓蒙活動や社内教育を徹底してまいります。

人材の確保・育成

当社は、「ブランディング」「コンサルティング」「ワークスタイリング」の一連のサービスをワンストップで提供するために、顧客のニーズや検討中の課題にあわせて提案ができる人材を確保・育成することが重要な課題と認識しております。このため、次代を担う優秀な人材の確保に努めるとともに、人員効率の最大化を図るよう着実に教育・研修を実施していくことで、組織体制の整備を進めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。併せて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要な影響を与えると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制による影響

当社は、建設業法、建築基準法、建築士法、下請法、貨物利用運送事業法等、様々な法規制下にあります。そのため、内部統制システムの整備・維持を図り各種法令等の遵守に努めておりますが、当社がこれらの法的規制に違反した場合には、罰金、業務停止その他の制裁が課され、当社の社会的評価、信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。今後、さらに規制が強化された場合には、事業活動が制限される可能性があります。

また、当社は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。))に基づいて、産業廃棄物処理業者に収集運搬及び処理を委託しております。当社が廃棄物処理法における(委託処理に係る契約書未作成、マニフェスト虚偽記載等)一定の要件に抵触した場合、行政処分等がなされる可能性があり、こちらについても、当社の風評、業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

なお、当社の事業活動に際して、建設業法に定める建設業の許可を得ております。現在、当該許可が取消しとなる事由はありません。しかしながら、当社が何らかの事情により許可の取消し等が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	許認可番号等/有効期間	規制法令	免許取消条項等
特定建設業許可	国土交通大臣 (特-30) 第22593号 2018年12月5日～2023年12月4日	建設業法	第29条

(2) 過去の廃棄物処理法違反に伴うリスク

当社は、法規制に関する知識不足から、過年度において、工事請負受注に際して排出される建設廃棄物につき廃棄物処理法第21条の3により、元請業者である当社が排出事業者となる旨の認識が不十分であったため、廃棄物の処理業者と直接に廃棄物処理委託契約を締結せず、その結果として、下請となる協力会社を排出事業者として建設廃棄物の処理委託等をしてきた期間があります。

本件については、既に当社内にて厳格な法令遵守体制の構築及び再発防止策の策定、関係行政機関に対して上記違反について行政相談を実施する等、過去の法令違反に対する法的リスクの低減に努めております。また、万が一、上記建設廃棄物について適切に処理委託等されず不法投棄されていた事実が発覚した場合、それらにつき当社が排出事業者となる建設廃棄物であると判明したときには、その処分費用の発生可能性があります。現在まで、これらの違反について行政処分や係争、紛争はございませんが、その対応等により、当社の風評、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製品・施工の欠陥にともなうリスク

当社は、付加価値の高いサービスを提供できるよう努めておりますが、協力会社から納品された製品の欠陥や施工不良により第三者が損害を被った場合、当該製品や施工不良の対応に多大な費用負担を余儀なくされ、契約不適合責任(瑕疵担保責任)に基づく民事賠償責任を負う可能性があります。これらのリスクが顕在化した場合には、社会的評価が低下するなど、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) オフィス需要の動向

当社は、オフィスの移転や新規事業所の開設を行う見込みの企業等に対して営業活動を行っているため、経済環境の悪化及び企業業績の低迷等による移転や新規事業所の開設の減少、既存顧客からのリピートの減少等により、当社の業績が悪化する可能性があります。

(5) 売上計上時期の期ずれについて

当社は、工事契約について、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。そのため、当社に起因しない何らかの事情により、工事遅延等が発生した場合、当初予定の売上計上時期がずれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人員の確保と育成

当社は、顧客の問題・ニーズに合わせてデザイナーズオフィスの提案及びデザイナーズオフィスの設計・施工等を行っており、そのために専門性の高い熟練した従業員の確保と育成が必要であると認識しております。しかしながら、かかる従業員の確保と育成ができない場合や、新たに従業員を採用するための費用や人件費が当社の想定を超えて高騰した場合、また、人材の育成が想定通り進捗しない等の理由によりデザイナーズオフィスの受注獲得件数が当社の想定通りに伸びない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 現経営陣への依存

当社経営陣は、デザイナーズオフィスの提供に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の経営方針・利益計画の策定及び執行に対する管理等につき、重要な役割を果たしております。このため、当社は、現経営陣に依存しない体制の構築に努めておりますが、予期せぬ事情により、現経営陣が退任した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 内部管理体制に関するリスク

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底するため、内部管理体制の充実を図ってまいります。しかしながら、業務の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 協力会社への外注

当社は、工事・施工を協力会社に外注しております。協力会社の管理を徹底するよう努めておりますが、万が一協力会社の管理が徹底できないことによる施工品質の低下や現場における事故、廃棄物処理法の違反等の協力会社による不正行為、工事案件の増加や外注費の高騰及び工期の延長等が発生した場合、当社の信用度の低下及び損害賠償責任の負担等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 類似他社との競合リスク

当社は、顧客のニーズに対応した付加価値の高いサービスを提供することに全力を挙げて取り組んでおります。類似業界としては内装工事業がありますが、類似他社に対して十分な競争力を確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) システムに関するリスク

自然災害、停電等様々な原因により、当社のサーバーがシステムダウンを起こし、業務ができない等の障害が発生する可能性があります。当社では、システムのバックアップを行うとともに、緊急時の対応については、システム会社等による早期の復旧を図る体制を構築しておりますが、万が一想定を超えるシステム障害が発生した場合には、業務負荷に伴い当社サービスの低下等が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 新株予約権の権利行使に伴う株式希薄化のリスク

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。これらの新株予約権の行使がされた場合は、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(13) 大株主について

当社の代表取締役会長である中村勇人は、当社の大株主であり、自身の資産管理会社である株式会社クレドの所有株式数を含めると2022年3月31日現在で発行済株式総数の71.7%を所有しております。同人は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同人は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同人の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新規事業の立ち上げや子会社の設立が売上や利益の拡大につながらないリスク

当社は、事業の拡大及び経営の安定化のため、2021年1月に「The Place」を開業し、2022年4月に株式会社ワークデザインテクノロジーズ(連結子会社)を設立いたしました。今後は、事業計画の進捗状況の継続的な把握に努め、必要に応じて計画を修正する社内体制を整えております。しかしながら、事業が計画通りに進捗せず当初期待した収益が得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、計画通り進んだとしても、事業が本格的に稼働し、安定的な収益を生むまでに相当程度の時間を要した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 不動産賃貸に関するリスク

当社は、The Placeを運営するため、賃貸等不動産を保有しておりますが、景気動向や経済情勢等により賃料下落や空室区画の増加が発生する可能性があります。また、テナントの退去及び利用状況等によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 減損リスク

当社がThe Placeを運営するために取得した不動産の時価の著しい低下や事業の収益性が悪化し、回復の可能性が見込めない場合には、減損会計の適用により固定資産について減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 災害等により保有物件の価値が毀損するリスク

当社は、The Placeを運営するため、大阪府大阪市に固定資産を保有しており、今後は大阪府以外の地域においてもThe Placeを展開するための固定資産を取得する可能性があります。当該地域を中心に地震、台風、大雨、落雷等の自然災害が発生し、固定資産が毀損・劣化した場合には、復旧に相応の時間と費用等が必要となる可能性があります。当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症に対して、当社は、WEB会議・研修の開催や時差出勤等を推奨し、感染防止に対して適切な管理体制を構築しております。しかしながら、協力会社や現場で感染者が発生する等の理由により、工期に遅れが生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、クライアントの業績悪化等により移転計画が延期・中止となった場合や受注規模が縮小した場合、債権が回収できなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は、以下のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。この結果、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益計算書に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度(2021年4月1日～2022年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、新たな変異株の出現による感染再拡大への懸念が生じているなど、極めて厳しい状況にあり、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

国内におけるオフィスビル賃貸市場においては、東京ビジネス地区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)で新築ビルが一部で募集面積を残して竣工したほか、既存ビルでは大型解約等の影響があり、2022年3月時点の平均空室率は6.37%(2021年3月時点5.42%)と増加いたしました(出所：三鬼商事株式会社「オフィスマーケットデータ」)。一方で、テレワークの増加に伴い働き方に対する関心の高まりやオフィスのあり方に対する意識の変化が継続してみられ、サテライトオフィス(1)やシェアオフィス(2)の活用を検討するなど、働き方やオフィス環境を本格的に見直す企業が増えたことで、引き合いはコロナ禍以前の水準まで回復しております。

このような経済環境のもと、当社におきましては、成長企業や働き方の見直しに積極的な企業を中心に営業活動を行うとともに、デザインやレイアウトによって業務効率や従業員満足度が高められるデザイナーズオフィスを提供することで、働き方への関心の高まりやオフィスのあり方の変化に対応したオフィスづくりに貢献してまいりました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高10,727百万円(前年同期比32.8%増)、営業利益1,008百万円(同93.2%増)、経常利益1,012百万円(同98.4%増)、当期純利益687百万円(同107.5%増)となりました。

また、当事業年度末における財政状態は、総資産6,927百万円(同31.4%増)、負債2,647百万円(同63.0%増)、純資産4,280百万円(同17.4%増)となりました。

各セグメントの経営成績の状況は、次のとおりであります。

イ デザイナーズオフィス事業

デザイナーズオフィス事業では、WEBマーケティングによる新規顧客の獲得及び既存顧客へのフォローを継続して成長企業を中心に受注獲得を行ってまいりました。また、働き方やオフィスのあり方の変化に対応すべく、マーケティング・ICTの強化や先行人員増等、中長期的な事業成長に向けた先行投資により販管費が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は10,597百万円(前年同期比31.6%増)、セグメント利益(営業利益)は1,094百万円(同80.0%増)となりました。

ロ VISビル事業

VISビル事業では、入居テナント等も決定し、既存ビルのバリューアップ等の提案を行うため、不動産収益とは別にはたらき方データの収集とその活用をこのVISビル「The Place」にて行っております。

以上の結果、当事業年度における売上高は129百万円(前年同期比529.0%増)、セグメント損失(営業損失)は1百万円(前年同期は57百万円のセグメント損失(営業損失))となりました。

〔用語の注釈〕

- (1) サテライトオフィス(Satellite Office)
企業の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィススペースのこと。自宅で仕事をするための設備・環境が整っていない人が通勤の混雑を避けつつ働くことができる。
- (2) シェアオフィス(Shared Office)
必要な設備が一式揃った個室のオフィス空間に様々なソフトサービスを統合したサブスクリプション型のプライベートオフィスのこと。什器・備品は備え付けで自前で設備を整える必要がなく、初期コストを低く抑えることができる。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前事業年度末と比較して1,257百万円増加し、3,471百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,394百万円(前年同期比227.5%増)となりました。これは主に税引前当期純利益1,012百万円、減価償却費55百万円、仕入債務の増加431百万円、前受金の増加178百万円、未払法人税等の増加8百万円、未払消費税等の増加167百万円があった一方で、売上債権の増加380百万円、法人税等の支払額146百万円により減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、82百万円(前年同期比87.2%減)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出35百万円、敷金及び保証金の差入による支出32百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、54百万円(前年同期比59.4%減)となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入11百万円があった一方で、配当金の支払額65百万円により減少したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

イ 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

ロ 受注実績

当事業年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
デザイナーズオフィス事業	11,223,634	134.7	1,937,613	147.7
VISビル事業	65,900	379.4	-	-
合計	11,289,534	135.2	1,937,613	147.7

(注) 上記の金額には、賃貸収入等の受注を伴わないものは含めておりません。

ハ 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
デザイナーズオフィス事業	10,597,847	131.6
VISビル事業	129,610	629.0
合計	10,727,457	132.8

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、前年同期と比較して2,652百万円増加し、10,727百万円となりました。これは主にWEBマーケティングによる新規顧客の獲得及び既存顧客へのフォローを継続して成長企業を中心に受注獲得を行った結果、受注高が30百万円以上である大規模・中規模案件の受注が増加したことによるものであります。

(売上総利益)

当事業年度における売上原価は、前年同期と比較して1,943百万円増加し、7,875百万円となりました。これは主に売上高の増加に伴う外注費の増加によるものであります。

この結果、当事業年度における売上総利益は、前年同期と比較して709百万円増加し、2,851百万円となりました。

(営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前年同期と比較して222百万円増加し、1,843百万円となりました。これは主に人員増加に伴う人件費の増加によるものであります。

この結果、当事業年度における営業利益は、前年同期と比較して486百万円増加し、1,008百万円となりました。

これにより、当社が重視する経営指標である売上高営業利益率については、前年同期比で2.9ポイント改善し9.4%となりました。

(経常利益)

当事業年度における営業外収益は、前年同期と比較して2百万円増加し、5百万円となりました。これは主に当社オフィスを用いたメディア撮影の増加に伴う受取手数料の増加2百万円によるものであります。

当事業年度における営業外費用は、前年同期と比較して13百万円減少し、1百万円となりました。これは主に前事業年度において発生した株式公開費用13百万円によるものであります。

この結果、当事業年度における経常利益は、前年同期と比較して502百万円増加し、1,012百万円となりました。

(当期純利益)

当事業年度における特別損益は計上しておりません。

当事業年度における法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は、前年同期と比較して146百万円増加し、325百万円となりました。

この結果、当事業年度における当期純利益は、前年同期と比較して356百万円増加し、687百万円となりました。

財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末と比較して1,656百万円増加し、6,927百万円となりました。

流動資産は1,611百万円増加し、4,686百万円となりました。これは主に現金及び預金で1,257百万円、売掛金で380百万円増加した一方で、未収消費税等で39百万円減少したことによるものであります。

固定資産は44百万円増加し、2,241百万円となりました。これは主に敷金及び保証金で26百万円、繰延税金資産で19百万円増加した一方で、建物で13百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末と比較して1,023百万円増加し、2,647百万円となりました。

流動負債は1,001百万円増加し、2,615百万円となりました。これは主に買掛金で431百万円、未払法人税等で207百万円、未払消費税等で167百万円、前受金で178百万円増加した一方で、預り金で17百万円減少したことによるものであります。

固定負債は21百万円増加し、31百万円となりました。これはその他に計上している長期預り保証金で21百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比較して633百万円増加し、4,280百万円となりました。これは主に当期純利益687百万円を計上した一方で、配当金65百万円を支払ったことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、外注費のほか、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資やVISビル事業を展開するための不動産の取得等によるものであります。

当社は、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金を基本としておりますが、新規事業計画及びこれに付帯する不動産購入、設備投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、銀行借入により必要資金を調達することとしております。

なお、当事業年度末における借入金の残高はありません。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は3,471百万円であり、当社の事業を推進していくうえで十分な流動性を確保していると考えております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたって、その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、当社の財務諸表を作成するにあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は50百万円であり、セグメントごとの設備投資の状況は、以下のとおりであります。

(1) デザイナーズオフィス事業

東京オフィスのリニューアルに伴う内装工事費用等12百万円、会計システムの入替7百万円、勤怠管理システムの入替2百万円を中心とする総額29百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) VISビル事業

VISビルシェアオフィス増床費用等19百万円として総額20百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) デザイナーズオフィス事業

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (大阪市北区)	本社施設 営業・設計 施設	26,260	6,177	14,367	76	46,881	60
東京オフィス (東京都港区)	営業・設計 施設	31,579	15,258	5,532	-	52,370	140
名古屋オフィス (名古屋市中村区)	営業・設計 施設	6,720	1,428	-	-	8,148	24

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、電話加入権76千円であります。
3. 本社並びに各オフィスは、第三者から賃借しております。なお、年間賃借料は161百万円であります。

(2) VISビル事業

2022年3月31日現在

所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
		建物	構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)		合計
大阪市中心区	賃貸等不動産	708,064	1,782	20,930	1,126,685 (216.74)	1,857,462	-

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. VISビル事業の従業員数が0名であるのは、同事業は従業員が兼務して行っており、専従の担当者がいないためであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,409,200
計	27,409,200

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,204,050	8,204,050	東京証券取引所 市場第二部(事業年度末現在) スタンダード市場(提出日現在)	単元株式数は100株でありま す。
計	8,204,050	8,204,050	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

イ 第1回新株予約権(2014年10月23日臨時株主総会決議)

決議年月日	2014年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 1 従業員 20
新株予約権の数(個)	665 (注) 1、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 99,750 (注) 1、5、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	171 (注) 2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2016年10月25日 至 2024年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 171 資本組入額 86 (注) 6、7
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日現在における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、150株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$
3. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
(1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
(2) 吸収合併
吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
(3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
(4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
(5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
6. 2016年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

口 第2回新株予約権(2016年1月27日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年1月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 監査役 2 従業員 72
新株予約権の数(個)	700 (注) 1、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 105,000 (注) 1、5、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	374 (注) 2、6、7
新株予約権の行使期間	自 2018年1月28日 至 2026年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 374 資本組入額 187 (注) 6、7
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日現在における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、150株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
- また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$
3. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収合併
吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
6. 2016年10月17日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

八 第3回新株予約権(2018年3月20日臨時株主総会決議)

決議年月日	2018年3月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 26
新株予約権の数(個)	125 (注) 1、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 18,750 (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	341 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年3月21日 至 2028年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 341 資本組入額 171 (注) 6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日現在における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、150株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$
3. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
4. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
(1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
(2) 吸収合併
吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
(3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
(4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
(5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
6. 2019年8月29日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月29日(注)1	4,568,200	6,852,300	-	25,000	-	-
2020年3月24日(注)2	1,300,000	8,152,300	490,360	515,360	490,360	490,360
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)3	9,000	8,161,300	1,140	516,501	1,134	491,494
2021年4月1日～ 2022年3月31日(注)3	42,750	8,204,050	5,709	522,211	5,686	497,181

- (注) 1. 株式分割(1:3)によるものであります。
2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 820円
引受価額 754.4円
資本組入額 377.2円
3. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	3	14	37	11	4	2,565	2,634	-
所有株式数 (単元)	-	2,397	2,780	35,388	275	4	41,181	82,025	1,550
所有株式数 の割合(%)	-	2.9	3.4	43.1	0.3	0.0	50.2	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社クレド	奈良県生駒市小倉寺町569番地4	3,430,000	41.8
中村 勇人	大阪府大阪市此花区	2,450,400	29.9
ヴィス従業員持株会	大阪府大阪市北区梅田3丁目4-5	223,800	2.7
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	146,700	1.8
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	130,900	1.6
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	102,000	1.2
金谷 智浩	東京都大田区	100,950	1.2
大滝 仁実	東京都品川区	100,950	1.2
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	68,100	0.8
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	63,700	0.8
計	-	6,817,500	83.1

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行	130,900株
野村信託銀行株式会社	102,000株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,202,500	82,025	-
単元未満株式	普通株式 1,550	-	-
発行済株式総数	8,204,050	-	-
総株主の議決権	-	82,025	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、収益力を強化し、継続的かつ安定的に配当を行うため、配当性向20%を基準としております。また、内部留保資金につきましては、業容拡大を目的とした中長期的な事業原資として有効に活用していく所存であります。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会となっております。また、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に基づき、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2022年6月27日 定時株主総会決議	139,468	17.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の継続的な向上により、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーから信頼され、継続して成長できる企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、2022年6月27日開催の定時株主総会における決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。これは、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図ることを目的としております。また、さらなるガバナンス強化とより一層多様な知見を当社経営に反映するために、独立社外取締役を3名選任し、取締役会(8名で構成)における独立社外取締役の比率は3分の1以上となっております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役4名)で構成されております。当社の経営上の重要な意思決定機関として毎月開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の監督を行っております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)で構成され、毎月開催されております。監査等委員会では、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。また、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。

c. 指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬の決定プロセス及びその内容について透明性・客観性の一層の向上を図るため、取締役会の諮問委員会として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会を設置しております。指名委員会・報酬委員会では、取締役の構成、取締役候補者の選解任方針、報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議しております。

d. 経営会議

当社は、業務執行上の重要な意思決定を行う機関として経営会議を設置しております。経営会議は毎月開催され、監査等委員が常時出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

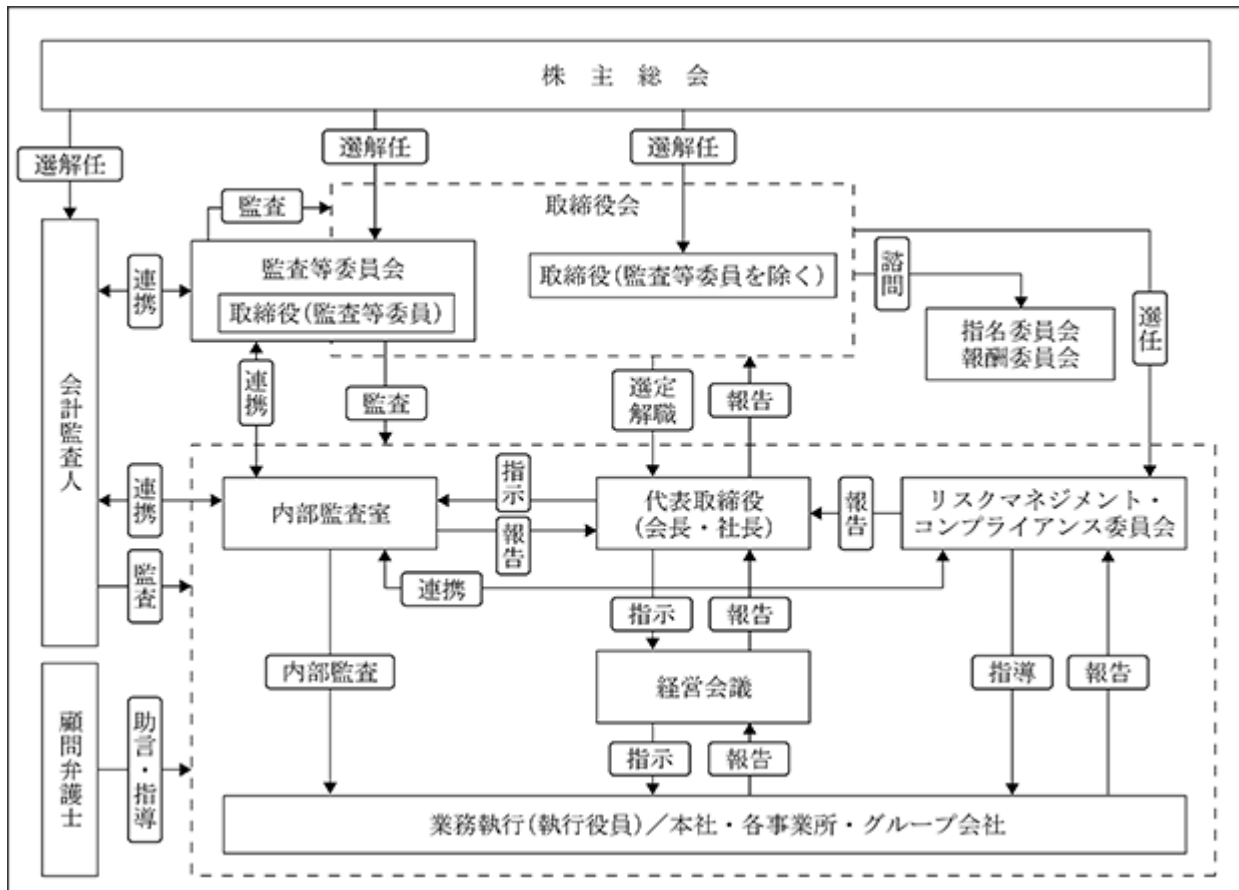
e. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、当社のリスクマネジメント及びコンプライアンス遵守に向けた取組みを行うための機関として、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、原則として、四半期ごとに開催され、その他必要な都度開催されており、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関する方針や施策について協議し、当社のコンプライアンス体制の構築を図っております。

2022年6月27日現在における取締役会、監査等委員会、指名委員会・報酬委員会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の構成員は以下のとおりであります。なお、 は議長を示しております。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名委員会 報酬委員会	経営会議	リスクマネジメント・コンプライアンス委員会
代表取締役 会長	中村 勇人			○	○	○
代表取締役 社長 デザイナーズオ フィス事業本部長	金谷 智浩	○				
専務取締役 クリエイティブ事 業本部長	大滝 仁実	○			○	○
常務取締役 管理本部長	矢原 裕一郎	○		○	○	○
取締役(社外) 監査等委員	浜本 亜実	○	○	○	○	○
取締役(社外) 監査等委員	戸出 健次郎	○	○		○	○
取締役(社外) 監査等委員	宇都宮 則夫	○			○	○
取締役(社外) 監査等委員	西村 勇作	○	○	○		○

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。



□ 当該体制を採用する理由

当社では、当該体制を採用することにより、経営全般の意思決定に関する適法性・適正性のほか、業務執行に関する監督機能の実効性が確保されていると判断しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、以下のとおり、内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役、執行役員及び使用人が遵守すべき規範である「クレド」及び「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
 - ・コンプライアンス体制を実現、維持するために、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行う。
 - ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の活動は、四半期ごとに、又は必要に応じて開催し、必要に応じて取締役会に報告する。
 - ・反社会的勢力とは一切関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等と連携して、毅然とした態度で対処する。
 - ・法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するための通報体制として、「公益通報者保護規程」を運用し、通報窓口として監査等委員である社外取締役を設置する。
 - ・内部監査部門である内部監査室において、コンプライアンス遵守状況を監査するものとし、監査結果を代表取締役会長に報告し協議する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、「職務分掌規程」に定める主管部署が法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当該情報の性質(機密性・重要性)に応じた的確に所定の年数を保存・管理する。
 - ・当該主管部署は、取締役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制の実現、徹底を図るために、四半期ごとに、又は必要に応じてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催するとともに、内部監査室を設置し、互いに連携して当社のリスクに対して継続的に監視する他、予めリスクを想定、分類、評価して、リスク発生を予防するとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急管理体制の整備を統括する。
 - ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び内部監査室は、具体的な個別事案を含めて、リスク管理体制の整備状況を検討し、定期的に又は必要に応じて取締役会に報告する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ・取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。業務執行については、予め定められた「職務権限規程」、「職務分掌規程」等により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化する。
 - ・取締役、執行役員及び使用人が共有する目標を持ち、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的目標及び効率的な方法を各部門長が定め、その実施結果を迅速にデータ化して、各部門長と管理本部が分析した結果を取締役に報告する。それを受けて取締役会では、目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ報告する体制によって効率化を図る。

- e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、グループ会社の内部統制を構築する。
 - ・ 当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行う。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、当該人員の監査等委員でない取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員でない取締役及び使用人からの指揮命令は受けない。また、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査等委員の意見を尊重して行う。
- g. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制
監査等委員でない取締役は、次に定める事項を監査等委員会に報告する。
- ・ 取締役会、経営会議で協議された事項
 - ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 日々の経営状況として重要な事項
 - ・ 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
 - ・ 内部通報の状況及び内容
 - ・ コンプライアンス上重要な事項
 - ・ 取締役又は執行役員が決裁した稟議事項
 - ・ 取締役又は執行役員が決裁した契約事項
 - ・ 訴訟に関する事項
- 使用人は、次にに関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告する。
- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 日々の経営状況として重要な事項
 - ・ 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
- h. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 報告をした者に対して、これを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止することを「公益通報者保護規程」に規定し、当社取締役及び使用人に周知徹底する。
- i. 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会に対して、監査等委員でない取締役及び使用人へのヒアリングを行う機会を与える。
 - ・ 監査等委員会に対して、代表取締役会長との定期的な意見交換を行う機会を設ける。
 - ・ 監査等委員会に対して、会計監査人及び内部監査室との間で定期的な意見交換を行う機会を設ける。
 - ・ 監査等委員会から内部監査室に対して、要望する事項の内部監査の実施とその報告を受ける。

ロ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社の代表取締役会長である中村勇人は、かねてより反社会的勢力と絶対につき合わないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念に基づき、取締役会、経営会議等においても、機会あるごとに、自ら注意を促しております。

そして当社は、社内体制の構築として、以下のことを実施しております。

- a. コンプライアンス遵守を実践するための行動規範として、「クレド」(約束)を定めており、その第一項に「人として何が正しいか常に意識し行動の基本とする。」ことを謳い、社員に社会的に批判される反社会的勢力との関係を一切断つ心構えを常に意識させております。
- b. 社内規程として「反社会的勢力排除規程」を定めて、反社会的勢力の調査から有事の際の対応まで、基本的な手順を定めて実施しております。
- c. 反社会的勢力の排除を推進するための体制として、主管部署は管理本部とし、有事の際における対応統括責任者ならびに反社調査の実施、運用の統括責任者を管理本部長としております。
- d. 公益財団法人大阪府暴力追放推進センターに賛助会員として加入し、情報収集に努めております。また、本社管理本部を窓口として、所轄警察署や上記推進センターとの連絡強化を図っております。
- e. 東京・大阪・名古屋の各拠点に不当要求防止責任者を選任し、暴力団の不当な要求による被害を防止し、対応方法を習得する体制を整えております。
- f. 当社の下請けを担っている協力会社との間では、原則、取引基本契約書を締結し、その条項中に協力会社が反社会的勢力であることが判明した場合には、基本契約を解除できる旨を加えております。
- g. 顧客との間で新たに取引を行うに際しては、管理本部を窓口として、顧客情報を外部情報機関等へ情報照会して、反社会的勢力を排除する体制を構築し、実施しております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、施工品質等様々な事業運営上のリスクについて、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置して、社内横断的なリスク管理を行っております。さらに、地震、火災等の災害に対処するため、「緊急事態対応マニュアル」や「職場における災害対策マニュアル」等の各種規程を制定し、不測の事態に備えております。

当社では、同委員会を当社運営に関する全社的・統括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけており、取締役会で選任した者及び監査等委員を委員とするとともに、議案により社内の有識者を加えております。委員である各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ報告することとなっております。

特に建設業法、建築基準法及び建築士法の遵守は当社のコンプライアンス体制確立にとって欠かせないため、同委員会においてはこれらの諸法に関する多様な議題を提議し、体制強化に努めております。例えば、建設業法遵守に向け、国土交通省発行の「建設業法遵守ガイドライン-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」にある事項の検証や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関し、電子マニフェスト制度の導入など、さらなる整備に努めております。

また、当社が取得、収集した個人情報の漏洩等は、当社の信用力低下に直結することから、常務取締役管理本部長矢原裕一郎を個人情報管理責任者として、「個人情報管理規程」及び「情報システム管理規程」を整備し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに、全役員・従業員を対象とした研修を実施して、個人情報の適正管理に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。当該契約の被保険者は、当社取締役(監査等委員である取締役を含む。)であり、その保険料を全額当社が負担しております。

補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもって行う旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議により、毎年9月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当制度を採用することにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	中村 勇人	1960年7月18日	1978年4月 ㈱彩ユニオン 入社 1998年4月 (有)ヴィス(現㈱ヴィス) 設立 1999年1月 ㈱ヴィス 組織変更 代表取締役社長 就任 2015年3月 ㈱クレド 取締役 就任(現任) 2015年8月 美図室内設計(上海)有限公司 董事長 就任 2022年6月 当社代表取締役会長 就任(現任)	(注)3	5,880,400
代表取締役 社長 デザイナーズ オフィス事業 本部長	金谷 智浩	1976年7月19日	1999年4月 ㈱実鷹企画(現㈱学情) 入社 2004年10月 当社 入社 2009年4月 当社執行役員 就任 2010年4月 当社東京事業部(現デザイナーズオフィス事業本部第1、2、3事業部)長 2010年5月 当社取締役 就任 2015年4月 当社デザイナーズオフィス事業本部長(現任) 同事業本部CM事業部長 2015年7月 当社常務取締役 就任 2015年8月 美図室内設計(上海)有限公司 董事 就任 2022年4月 ㈱ワークデザインテクノロジー(連結子会社)代表取締役社長 就任(現任) 2022年6月 当社代表取締役社長 就任(現任)	(注)3	100,950
専務取締役 クリエイティブ 事業本部長	大滝 仁実	1964年10月24日	1987年4月 ㈱彩ユニオン 入社 2003年1月 個人事務所スタイル 開業 2006年3月 当社取締役 就任 2010年4月 当社クリエイティブ事業部(現クリエイティブ事業本部)長(現任) 2015年4月 当社クリエイティブ事業本部第4事業部長 2015年7月 当社常務取締役 就任 2015年8月 美図室内設計(上海)有限公司 董事 就任 2022年6月 当社専務取締役 就任(現任)	(注)3	100,950
常務取締役 管理本部長	矢原 裕一郎	1967年1月31日	1991年4月 飛鳥都市開発㈱ 入社 1997年9月 協和電線産業㈱ 入社 1998年4月 関西メンテナンス㈱(現オリックス・ファシリティーズ㈱) 入社 2008年4月 ㈱大伸社 入社 2008年11月 ㈱フジ医療器 入社 2010年7月 生和コーポレーション㈱ 入社 2013年11月 ジャパンコントラクトフード㈱(現ACA Next㈱) 入社 2014年8月 FREEMIND holdings㈱(現㈱FREEMIND) 入社 2017年8月 当社入社 管理本部部长 2018年1月 当社取締役 就任 管理本部部长(現任) 2022年6月 当社常務取締役 就任(現任)	(注)3	-
取締役 監査等委員	浜本 亜実	1976年9月25日	1997年4月 ㈱オリエントコーポレーション 入社 1998年3月 シャネル㈱ 入社 2002年8月 ㈱ユースプランニングセンター 入社 2003年1月 森ビル㈱ 入社 2005年10月 ㈱Humanext 設立 代表取締役 就任(現任) 2015年4月 当社取締役 就任 2016年5月 (一社)21世紀学び研究所 理事 就任(現任) 2016年12月 ㈱SOEASY 取締役 就任 2022年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数(株)
取締役 監査等委員	戸出 健次郎	1976年1月15日	2005年10月 司法試験合格 2007年9月 野田総合法律事務所 入所(弁護士登録) 2009年9月 藤原法律事務所 入所 2010年3月 悠綜合法律事務所 設立(共同代表弁護士) 2015年1月 戸出総合法律事務所 設立(代表弁護士)(現任) 2018年7月 当社取締役 就任 2022年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)4	-
取締役 監査等委員	宇都宮 則夫	1957年2月14日	1980年4月 大阪総合信用(株)(現SMBCファイナンスサービス(株)) 入社 1985年4月 同社法務部 2001年1月 同社営業統括部兼法務部 2014年4月 当社監査役 就任 2015年8月 美図室内設計(上海)有限公司 監事 就任 2022年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)4	-
取締役 監査等委員	西村 勇作	1970年1月5日	1992年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入社 1996年11月 司法試験合格 1999年4月 梅ヶ枝中央法律事務所 入所(現任) 2006年6月 (株)バイオマーカーサイエンス 監査役 就任 2012年6月 ステラケミファ(株) 監査役 就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任) 2019年1月 当社監査役 就任 2022年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)4	-
計					6,082,300

- (注) 1. 2022年6月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役 浜本亜実、戸出健次郎、宇都宮則夫及び西村勇作は社外取締役であります。
3. 取締役 中村勇人、大滝仁実、金谷智浩、矢原裕一郎の任期は、2022年6月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役 浜本亜実、戸出健次郎、宇都宮則夫及び西村勇作の任期は、2022年6月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役 中村勇人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)クレドが保有する株式数を含んでおります。

社外取締役の状況

当社の社外取締役は4名であり、その全員を監査等委員として選任しております。

社外取締役浜本亜実氏は、株式会社Humanextの代表取締役社長のほか1社の役員を兼務しております。同氏は、長きにわたり事業会社における企業経営者として経営に携わり、顧客サービスや社員への人材教育・育成の経験も豊富で、経営戦略面からも取締役会の活性に資するものと期待し、客観的かつ中立の立場で当社の経営を監督・助言いただくために選任しております。

社外取締役戸出健次郎氏は、戸出総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識を有しており、当社のコンプライアンス強化、コーポレート・ガバナンス向上に貢献していただけると期待し、客観的かつ中立の立場で経営を監督・助言いただくために選任しております。

社外取締役宇都宮則夫氏は、長きにわたり在籍した信販会社での豊富な経験と、企業法務及び会計に関して相当程度の高い知見から、当社の企業統治に貢献されるものと期待し、客観的かつ中立のたぎばで経営を監督・助言いただくために選任しております。

社外取締役西村勇作氏は、梅ヶ枝中央法律事務所の所属弁護士のほかステラケミファ株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、法律面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かしていただくことで、より効果的に監査機能を強化し得ると期待し、客観的かつ中立の立場で経営を監督・助言いただくために選任しております。

なお、社外取締役浜本亜実氏、戸出健次郎氏、宇都宮則夫氏、西村勇作氏は、当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、検討を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席するほか各種会議に出席し、中立的・専門的知見から経営を監督し、企業としての健全性及び透明性を確保しております。また、社外取締役は監査等委員会における情報・意見交換や内部監査室及び会計監査人との連携により、監査の有効性及び効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2022年6月27日開催の定時株主総会における決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

イ 監査等委員会監査の組織、人員及び手続きについて

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)で構成されております。監査等委員会では、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査等委員会監査の手続き、役割分担については、期初に策定する監査方針及び役割分担に基づき、各種重要会議への出席、重要な書類の閲覧、期末決算監査、監査等委員でない取締役又は使用人への意見聴取等を担っております。

また、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査しております。

ロ 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、原則月1回開催される他、必要に応じて随時開催し、取締役会の意思決定及び取締役の職務の執行状況の監査・監督を行うとともに、以下の事項について決議等を行います。

a. 監査等委員会の主な決議事項

- ・ 監査等委員会監査方針、監査計画及び職務分担
- ・ 選定監査等委員の選任
- ・ 会計監査人の評価及び再任・不再任
- ・ 会計監査人の報酬への同意
- ・ 監査報告書

b. 監査等委員会の主な共有・検討事項

- ・ 取締役会議案の事前確認
- ・ 監査等委員の月次活動状況
- ・ 三様監査の状況
- ・ 公益通報者保護制度の状況
- ・ 監査等委員の職務執行状況の確認

d. 監査等委員の活動状況

- ・ 代表取締役会長及び監査等委員でない取締役へのヒアリング
- ・ 重要会議への出席
- ・ 重要な書類等の閲覧
- ・ 三様監査会議の開催

また、各監査等委員は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査等委員会において情報共有を図っております。さらに、内部監査室及び会計監査人と定期的にミーティングを実施するなど、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

なお、監査等委員会設置会社移行前の2021年度における監査役会は合計14回開催され、平均所要時間は約30分程度であります。

個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
宇都宮 則夫	14回	14回(100%)
小川 金郎	14回	14回(100%)
村岡 由隆	14回	14回(100%)
西村 勇作	14回	14回(100%)

監査役の活動として、期初に策定する監査方針及び役割分担に基づき、常勤監査役宇都宮則夫及び小川金郎は各種重要会議への出席、重要な書類の閲覧、期末決算監査、取締役又は使用人への意見聴取等を行い、非常勤監査役村岡由隆及び西村勇作は、取締役会等限定的な重要な会議へ出席しております。

また、内部監査室及び会計監査人と定期的にミーティングを実施するなど、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室(専任者1名)が担当しております。内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役会長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果を代表取締役会長に報告する体制となっております。内部監査は、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と業務効率向上に資することを基本方針として実施しております。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ 継続監査期間

8年間

ハ 業務を執行した公認会計士

福島 康生氏

花谷 徳雄氏

ニ 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、公認会計士試験合格者7名であります。

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査は、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的に行われることが重要であると考えております。会計監査人の候補の選任に際しては、監査等委員会は、この基本的な考え方をもとに、会計監査人の独立性・専門性、会計監査人による監査活動の適切性・妥当性を評価項目として会計監査人を評価し、監査等委員会の決議を経て株主総会に付議することとしております。

ヘ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査等委員会設置会社移行前の当社の監査役及び監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(公益社団法人日本監査役協会)に基づき、監査法人に対して評価を行っております。

ト 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第24期(自2021年4月1日至2022年3月31日個別) 有限責任 あずさ監査法人

第25期(自2022年4月1日至2023年3月31日連結・個別) 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

a. 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 異動の年月日

2022年6月27日(第24期定時株主総会開催日)

c. 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年10月17日

d. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

e. 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の現在の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月27日開催の第24期定時株主総会の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、以前より監査費用等が増加傾向であり、かつ来期以降も増加することが見込まれることを踏まえ、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を比較検討し、総合的に検討した結果、新たな会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任するものであります。

f. 上記eの理由及び経緯に対する意見

・退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

・監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
15,500	-	17,500	-

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬の内容
該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、監査等委員会設置会社移行前の当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査公認会計士等の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るため、各取締役に求められる職責や能力等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決議された額の範囲内で、任意の報酬委員会からの答申を尊重した上で、取締役会により決定しております。

当社は、役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、取締役会の諮問委員会として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しております。

監査等委員会設置会社移行前の2021年度は、報酬委員会を1回開催し、2022年3月期の役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議・決定いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の報酬委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ イ以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等は、取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、各々の果たす役割等に応じて、固定報酬のみを毎月支給いたします。

監査等委員である取締役の個人別の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で、業務分担の状況等を勘案し、監査等委員の協議により決定しております。

ハ 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2014年5月28日開催の第16回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております(同定時株主総会終結時の取締役の員数は3名)。監査役の報酬限度額は、2014年5月28日開催の第16回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております(同定時株主総会終結時の監査役の員数は1名)。

また、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第24期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております(同定時株主総会終結時の監査等委員でない取締役の員数は4名)。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第24期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております(同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は4名)。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	129,900	129,900	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	20,400	20,400	-	-	6

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,364,051	3,621,252
売掛金	553,717	934,545
仕掛品	53,794	60,773
貯蔵品	3,345	3,292
前払費用	55,762	64,384
未収入金	3,962	1,486
未収消費税等	39,566	-
その他	448	547
流動資産合計	3,074,647	4,686,282
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	790,576	776,938
構築物（純額）	1,670	1,782
工具、器具及び備品（純額）	47,185	43,794
土地	1,127,085	1,127,085
有形固定資産合計	1 1,966,518	1 1,949,601
無形固定資産		
ソフトウェア	9,518	19,900
その他	76	76
無形固定資産合計	9,595	19,976
投資その他の資産		
敷金及び保証金	103,726	129,849
長期前払費用	38,853	44,463
繰延税金資産	78,198	97,532
投資その他の資産合計	220,778	271,846
固定資産合計	2,196,891	2,241,424
資産合計	5,271,539	6,927,706

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	892,942	1,324,544
未払金	38,783	33,706
未払費用	186,076	229,193
未払法人税等	64,737	271,833
未払消費税等	-	167,115
前受金	335,348	514,281
預り金	30,502	13,169
賞与引当金	66,071	61,943
流動負債合計	1,614,462	2,615,786
固定負債		
資産除去債務	2,896	2,896
その他	6,639	28,345
固定負債合計	9,535	31,241
負債合計	1,623,998	2,647,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	516,501	522,211
新株式申込証拠金	2,280	-
資本剰余金		
資本準備金	491,494	497,181
資本剰余金合計	491,494	497,181
利益剰余金		
利益準備金	6,250	6,250
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,633,014	3,255,035
利益剰余金合計	2,639,264	3,261,285
株主資本合計	3,647,541	4,280,677
純資産合計	3,647,541	4,280,677
負債純資産合計	5,271,539	6,927,706

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
売上高		
デザイナーズオフィス事業売上高	8,054,742	10,597,847
VISビル事業売上高	20,605	129,610
売上高合計	8,075,347	¹ 10,727,457
売上原価	5,932,779	7,875,797
売上総利益	2,142,567	2,851,660
販売費及び一般管理費	² 1,620,557	² 1,843,336
営業利益	522,009	1,008,323
営業外収益		
受取利息	97	100
受取手数料	200	2,710
受取保険金	-	507
助成金収入	-	1,437
償却債権取立益	2,380	-
その他	21	448
営業外収益合計	2,700	5,204
営業外費用		
売上割引	337	-
株式公開費用	13,963	-
固定資産除却損	³ 166	³ 930
その他	-	106
営業外費用合計	14,468	1,036
経常利益	510,241	1,012,492
税引前当期純利益	510,241	1,012,492
法人税、住民税及び事業税	185,511	344,515
法人税等調整額	6,457	19,334
法人税等合計	179,053	325,181
当期純利益	331,187	687,311

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
製造原価	1				
労務費		332,232	5.6	378,653	4.9
外注費		5,492,773	93.0	7,290,840	94.0
経費		79,753	1.4	83,176	1.1
当期総製造費用		5,904,758	100.0	7,752,670	100.0
仕掛品期首棚卸高		4,022		53,794	
合計		5,908,781		7,806,464	
仕掛品期末棚卸高	53,794		60,773		
製造原価計		5,854,986		7,745,690	
不動産賃貸原価	2	77,792		130,106	
売上原価		5,932,779		7,875,797	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
旅費交通費	11,334	12,034
減価償却費	5,568	5,431
地代家賃	44,104	44,062
消耗品費	3,467	4,155
通信費	3,178	3,564
水道光熱費	2,247	2,447
備品費	316	521

2 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
租税公課	3,680	4,842
減価償却費	8,041	33,167
消耗品費	30,317	6,518
水道光熱費	680	3,829
備品費	10,602	2,964
支払手数料	7,976	21,635

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金				
			資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	515,360	-	490,360	490,360	6,250	2,424,111	2,430,361	3,436,082	3,436,082
当期変動額									
新株の発行	1,140		1,134	1,134				2,275	2,275
新株式申込証拠金の払込		280						280	280
剰余金の配当						122,284	122,284	122,284	122,284
当期純利益						331,187	331,187	331,187	331,187
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	1,140	280	1,134	1,134	-	208,903	208,903	211,459	211,459
当期末残高	516,501	280	491,494	491,494	6,250	2,633,014	2,639,264	3,647,541	3,647,541

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金				
			資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	516,501	280	491,494	491,494	6,250	2,633,014	2,639,264	3,647,541	3,647,541
当期変動額									
新株の発行	5,709	11,396	5,686	5,686				-	-
新株式申込証拠金の払込		11,115						11,115	11,115
剰余金の配当						65,290	65,290	65,290	65,290
当期純利益						687,311	687,311	687,311	687,311
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	5,709	280	5,686	5,686	-	622,020	622,020	633,136	633,136
当期末残高	522,211	-	497,181	497,181	6,250	3,255,035	3,261,285	4,280,677	4,280,677

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	510,241	1,012,492
減価償却費	29,795	55,744
差入保証金償却額	9,492	6,894
賞与引当金の増減額(は減少)	9,537	4,127
受取利息及び受取配当金	97	100
株式公開費用	13,963	-
固定資産除却損	166	930
売上債権の増減額(は増加)	332,231	380,828
棚卸資産の増減額(は増加)	50,188	6,926
未収入金の増減額(は増加)	1,828	2,476
前払費用の増減額(は増加)	13,468	8,621
未収消費税等の増減額(は増加)	39,566	39,566
仕入債務の増減額(は減少)	218,494	431,602
未払金の増減額(は減少)	6,041	5,356
未払費用の増減額(は減少)	1,196	43,116
未払消費税等の増減額(は減少)	69,498	167,115
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	18,884	8,969
前受金の増減額(は減少)	184,393	178,932
その他	23,082	1,335
小計	708,116	1,540,543
利息及び配当金の受取額	39	30
法人税等の支払額	282,454	146,389
営業活動によるキャッシュ・フロー	425,702	1,394,184
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	640,337	35,251
無形固定資産の取得による支出	7,633	14,607
敷金及び保証金の差入による支出	132	32,948
敷金及び保証金の回収による収入	286	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	647,817	82,807
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	7,042	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,275	11,115
新株式申込証拠金の払込による収入	280	-
株式公開費用による支出	6,915	-
配当金の支払額	121,909	65,290
財務活動によるキャッシュ・フロー	133,311	54,174
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	355,426	1,257,201
現金及び現金同等物の期首残高	2,569,477	2,214,051
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,214,051	1 3,471,252

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
構築物	10～15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

5．重要な収益及び費用の計上基準

(1) デザイナーズオフィス事業

デザイナーズオフィス事業においては、主にオフィスの設計・施工を行っております。これらのうち工事契約については、履行義務を充足する進捗に合わせ一定の期間にわたり収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、当社の工事契約のほとんどは、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当すると見込まれており、その場合は一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

その他、工事契約以外のオフィス家具や什器等の販売については、顧客による検収が完了した時点をもって収益を認識しております。

取引の対価は、主に契約締結時又は履行義務充足時に支払いを要求しており、支払要求時点から概ね1か月以内に回収していることから重要な金融要素は含んでおりません。

(2) VISビル事業

VISビル事業においては、自社で運営している「The Place」においてオフィススペースの賃貸を行っている他、入居企業に対しオフィスの設計・施工及びオフィス家具や什器等の販売を行っております。

入居企業に対するオフィスの設計・施工及びオフィス家具や什器等の販売については、(1)デザイナーズオフィス事業における収益の認識方法と同様の方法によっております。

なお、オフィススペースの賃貸取引については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に従っております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、「(1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係) 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

当社の事業活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けており、今後も当社の業績に一定の影響を及ぼすことが想定されますが、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であります。

当社は、繰延税金資産の回収可能性の見積りに当たり、同感染症の影響が翌事業年度も当事業年度と同程度の度合いで継続すると仮定し算定していますが、見積りの前提とした仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る繰延税金資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業用固定資産「The Place」の収益性評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
建物(純額)	714,975	708,064
構築物(純額)	1,670	1,782
工具、器具及び備品(純額)	26,805	20,930
土地	1,126,685	1,126,685

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業用固定資産「The Place」の収益性は、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)及び「同適用指針」(企業会計基準適用指針第6号)等に基づき評価しております。

当社の事業活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けており、今後も当社の業績に一定の影響を及ぼすことが想定されますが、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難であります。

当社は、事業用固定資産「The Place」の収益性評価に当たり、同感染症の影響が翌事業年度も当事業年度と同程度の度合いで継続すると仮定していますが、見積りの前提とした仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る事業用固定資産「The Place」の収益性評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に係る収益について、従来は進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、進捗率を見込むことができない工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、当社の工事契約のほとんどは、取引開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当すると見込まれており、その場合は一定の期間にわたり収益を認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益計算書に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針大19号 2019年7月4日)第7 - 4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(追加情報)

(子会社の設立)

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、新たに子会社を設立することについて決議し、2022年4月1日付で株式会社ワークデザインテクノロジーズを設立いたしました。

1. 子会社設立の目的

当社は、主力事業であるデザイナーズオフィス事業を中心に事業を展開してまいりました。今後は、社会の変化がもたらした、働き方の変化から「ワークデザインカンパニー」としてビジネス領域を拡大するため、「コンサルティング」「ブランディング」「ワークスタイリング」の3事業の内、コンサルティング業及びワークデザインプラットフォーム開発を専業とする連結子会社を設立し、独立した法人として意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を実現し、競争力の強化と当社グループの継続的な企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

2. 子会社の概要

(1) 名称	株式会社ワークデザインテクノロジーズ	
(2) 所在地	東京都港区東新橋2丁目14番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金谷 智浩 (当社代表取締役)	
(4) 事業内容	ワークデザインに関連したコンサルティング業務全般等	
(5) 資本金	40,000千円	
(6) 設立年月日	2022年4月1日	
(7) 大株主及び持株比率	当社 100%	
(8) 決算期	3月末日	
(9) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社が100%出資する子会社であります。
	人的関係	当社取締役1名が当該会社の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	当社との営業上の取引及び子会社の管理業務を受託しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	105,928千円	151,510千円

2 新株式申込証拠金は次のとおりであります。

前事業年度(2021年3月31日)

株式の発行数	750株
資本金増加の日	2021年4月30日
資本準備金に繰入れる予定の金額	140千円

当事業年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	147,900千円	150,300千円
給料及び手当	582,199 "	671,677 "
賞与	25,759 "	10,934 "
法定福利費	144,803 "	169,831 "
賞与引当金繰入額	314,225 "	396,760 "
減価償却費	16,185 "	17,145 "
地代家賃	116,337 "	119,474 "
おおよその割合		
販売費	58.9%	61.2%
一般管理費	41.1%	38.8%

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
工具、器具及び備品	166千円	930千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,152,300	9,000	-	8,161,300

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	122,284	15.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65,290	8.00	2021年3月31日	2021年6月28日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,161,300	42,750	-	8,204,050

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	65,290	8.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139,468	17.00	2022年3月31日	2022年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	2,364,051千円	3,621,252千円
預入期間が3か月を超える定期預金	150,000 "	150,000 "
現金及び現金同等物	2,214,051千円	3,471,252千円

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年内	13,279	56,690
1年超	52,010	193,594
合計	65,289	250,284

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については、自己資金による充当を基本としておりますが、新規事業計画及びこれに付帯する不動産購入、設備投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、銀行借入により必要資金を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等によっております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、不測の損害が生じないようにするため、与信管理規程に従い、担当部署が顧客の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握、また、各営業担当者が支払条件や取引相手の信用状況に応じて期日及び残高等を適切に管理することで、リスクの軽減を図っております。なお、ほとんどが1年以内の短期間で決済されております。

敷金及び保証金は、主に当社の各拠点事務所の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金、未払費用は、その全てが1年以内の支払期日であり、法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。これらの金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次で資金繰り計画を作成するとともに、適正な手元流動性を維持することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,364,051	2,364,051	-
(2) 売掛金	553,717	553,717	-
(3) 未収消費税等	39,566	39,566	-
(4) 敷金及び保証金	70,401	70,363	37
資産計	3,027,735	3,027,698	37
(1) 買掛金	892,942	892,942	-
(2) 未払金	38,783	38,783	-
(3) 未払費用	186,076	186,076	-
(4) 未払法人税等	64,737	64,737	-
負債計	1,182,539	1,182,539	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金に係る部分については、差入先ごとに返還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、上記表内の「貸借対照表計上額」には、敷金及び保証金のうち返還されないものの未償却残高及び時価の把握が極めて困難なものは含めておりません。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年3月31日)
敷金及び保証金 ()	15,200

() 敷金及び保証金のうち、一部の差入保証金にかかる部分については、償還期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,364,051	-	-	-
売掛金	553,717	-	-	-
未収消費税等	39,566	-	-	-
敷金及び保証金 ()	32,324	36,686	-	1,391
合計	2,989,658	36,686	-	1,391

() 差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)を控除しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については、自己資金による充当を基本としておりますが、新規事業計画及びこれに付帯する不動産購入、設備投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、銀行借入により必要資金を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等によっております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、不測の損害が生じないようにするため、与信管理規程に従い、担当部署が顧客の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握、また、各営業担当者が支払条件や取引相手の信用状況に応じて期日及び残高等を適切に管理することで、リスクの軽減を図っております。なお、ほとんどが1年以内の短期間で決済されております。

敷金及び保証金は、主に当社の各拠点事務所の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金は、その全てが1年以内に支払期日が到来するものであります。これらの金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次で資金繰り計画を作成するとともに、適正な手元流動性を維持することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	118,516	118,266	250
資産計	118,516	118,266	250

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,621,252	-	-	-
売掛金	934,545	-	-	-
敷金及び保証金 ()	47,938	36,686	32,604	1,288
合計	4,603,736	36,686	32,604	1,288

() 差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	118,266	-	118,266
資産計	-	118,266	-	118,266

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金に係る部分の時価は、差入先ごとに返還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローと、返還予定時期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度16,186千円、当事業年度18,636千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年10月23日	2016年1月27日	2018年3月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 監査役 1名 従業員 20名	取締役 3名 監査役 2名 従業員 72名	取締役 1名 従業員 26名
株式の種類及び付与数	普通株式 135,000株 (注)	普通株式 141,000株 (注)	普通株式 24,750株 (注)
付与日	2014年10月31日	2016年2月26日	2018年3月30日
権利確定条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員等であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員等であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員等であることを要する。その他の条件については、新株予約権者と締結した「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年10月25日 至 2024年10月23日	自 2018年1月28日 至 2026年1月26日	自 2020年3月21日 至 2028年3月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月17日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2019年8月29日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年10月17日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2019年8月29日付の株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	122,250	124,500	19,500
権利確定	-	-	-
権利行使	22,500	19,500	750
失効	-	-	-
未行使残	99,750	105,000	18,750

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	171	374	341
行使時平均株価(円)	646	637	592
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、類似業種比準法で算定した価格を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	78,211千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	632千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,927千円	15,230千円
未払事業所税	893 "	1,202 "
賞与引当金	20,231 "	18,967 "
未払費用	32,693 "	41,323 "
一括償却資産	2,573 "	3,245 "
保証金	1,656 "	1,687 "
資産除去債務	13,533 "	15,612 "
その他	837 "	263 "
繰延税金資産小計	78,345千円	97,532千円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金資産合計	78,345千円	97,532千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	147千円	- 千円
繰延税金負債合計	147千円	- 千円
繰延税金資産純額	78,198千円	97,532千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25%	0.15%
住民税均等割	1.19 "	0.60 "
法人税額の特別控除額	- "	4.28 "
留保金課税	3.04 "	4.67 "
その他	0.01 "	0.36 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.09%	32.12%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社では、大阪府において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損失は57,215千円(賃貸収益及び賃貸費用は、それぞれ売上高及び売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	1,076,685
	期中増減額	793,452
	期末残高	1,870,137
期末時価		1,908,249

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加は、既存ビルの解体費用50,000千円、VISビル建設費用681,177千円、VISビル内装工事費用41,659千円、VISビル什器・家具等28,457千円であります。
3. 期末の時価は、土地については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきますが、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合は直近の不動産鑑定評価を行った時から当該評価額や指標を用いて調整した金額をもって時価とみなし、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社では、大阪府において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損失は1,969千円(賃貸収益及び賃貸費用は、それぞれ売上高及び売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	期首残高	1,870,137
	期中増減額	12,674
	期末残高	1,857,462
期末時価		1,740,000

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加は、VISビルシェアオフィス増床工事費用20,106千円、減少額は減価償却費33,031千円であります。
3. 期末の時価は、土地については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきますが、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合は直近の不動産鑑定評価を行った時から当該評価額や指標を用いて調整した金額をもって時価とみなし、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	デザイナーズ オフィス事業	VISビル事業	
関東	6,875,690	-	6,875,690
関西	1,813,321	65,900	1,879,221
中部	1,368,693	-	1,368,693
その他	540,141	-	540,141
顧客との契約から生じる収益	10,597,847	65,900	10,663,747
その他の収益	-	63,710	63,710
外部顧客への売上高	10,597,847	129,610	10,727,457

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
売掛金	553,717
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
売掛金	934,545
契約負債(期首残高)	
前受金	333,232
契約負債(期末残高)	
前受金	506,426

契約負債は、主に工事契約に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は333,232千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の注記を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「デザイナーズオフィス事業」及び「VISビル事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 各報告セグメントに属するサービスの種類

「デザイナーズオフィス事業」は、オフィスデザインとして設計・レイアウト、インテリアデザイン、ファニチャーの選定・手配など、その他としてグラフィックデザイン、WEB制作などのオフィスに存在する目に見えるもの全てのデザインをサービスの対象としております。

「VISビル事業」は、デザイナーズオフィスビルとしてフロアデザインを当社が一手に受け持つ事業を展開しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理は重要な会計方針における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	デザイナーズ オフィス事業	VISビル事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,054,742	20,605	8,075,347	-	8,075,347
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	8,054,742	20,605	8,075,347	-	8,075,347
セグメント利益又は損失()	608,324	57,215	551,109	29,099	522,009
セグメント資産	3,355,931	1,915,608	5,271,539	-	5,271,539
その他の項目					
減価償却費	21,754	8,041	29,795	-	29,795
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	8,718	639,252	647,971	-	647,971

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 29,099千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. VISビル事業は、2020年12月にVISビル「The Place」が完成し、入居テナント等の募集を開始しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	デザイナーズ オフィス事業	VISビル事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,597,847	129,610	10,727,457	-	10,727,457
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	10,597,847	129,610	10,727,457	-	10,727,457
セグメント利益又は損失()	1,094,973	1,969	1,093,004	84,680	1,008,323
セグメント資産	4,952,052	1,975,654	6,927,706	-	6,927,706
その他の項目					
減価償却費	22,577	33,167	55,744	-	55,744
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	29,782	20,356	50,139	-	50,139

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 84,680千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益又は損失の合計額は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	446円90銭	521円78銭
1株当たり当期純利益	40円61銭	84円09銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	39円84銭	82円66銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	331,187	687,311
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	331,187	687,311
普通株式の期中平均株式数(株)	8,155,680	8,173,034
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	157,518	142,281
(うち新株予約権(株))	(157,518)	(142,281)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(報告セグメントの変更)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、ワークデザインカンパニーとして『はたらく』に関連するサービスをワンストップで提供する方向性を打ち出すため、「デザイナーズオフィス事業」「VISビル事業」としていた報告セグメントを、翌事業年度から「ブランディング事業」「コンサルティング・ワークスタイリング事業」に変更することを決議いたしました。

なお、変更後の報告セグメントの区分によった場合の当事業年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額に関する情報は現在算定中であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	845,550	24,137	-	869,687	92,748	37,774	776,938
構築物	1,702	250	-	1,952	170	138	1,782
工具、器具及び備品	98,108	10,864	6,586	102,385	58,590	13,325	43,794
土地	1,127,085	-	-	1,127,085	-	-	1,127,085
有形固定資産計	2,072,446	35,251	6,586	2,101,111	151,510	51,238	1,949,601
無形固定資産							
ソフトウェア	47,600	14,887	5,561	56,927	37,027	4,506	19,900
電話加入権	76	-	-	76	-	-	76
無形固定資産計	47,677	14,887	5,561	57,003	37,027	4,506	19,976
長期前払費用	38,895	6,204	349	44,750	286	594	44,463

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	大阪市中央区	VISビルシェアオフィス増床工事	19,747千円
	東京オフィス	内装工事	4,390千円
工具、器具及び備品	東京オフィス	什器・家具等	8,308千円
ソフトウェア	本社	会計システムの入替	7,973千円
	本社	勤怠管理システムの入替	2,250千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	東京オフィス	什器・家具等	3,769千円
ソフトウェア	本社	会計システムの入替	2,550千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	66,071	61,943	66,071	-	61,943

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	156
預金	
当座預金	971
普通預金	3,469,850
定期預金	150,000
別段預金	273
計	3,621,095
合計	3,621,252

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
瀧上工業(株)	119,437
(株)ドール	96,384
平和不動産(株)	65,692
エンワールド・ジャパン(株)	64,968
(株)オープンハウス	58,003
その他	530,060
合計	934,545

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
553,717	11,800,203	11,419,375	934,545	92.4	23.0

仕掛品

品名	金額(千円)
外注費	50,424
労務費	8,454
その他	1,895
合計	60,773

貯蔵品

品名	金額(千円)
消耗品	3,292
合計	3,292

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)DIGWORKS22	150,430
(株)オカムラ	103,134
(株)ティーエルネット	84,616
アベックファシリティーズ(株)	74,507
(株)ブルーム	61,635
その他	850,219
合計	1,324,544

前受金

相手先	金額(千円)
大和ハウスリアルティマネジメント(株)	76,600
freee(株)	61,645
アイペット損害保険(株)	54,253
コスモエコパワー(株)	34,425
(株)フライヤー	32,018
その他	255,338
合計	514,281

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,296,778	5,125,281	7,249,654	10,727,457
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	153,500	398,662	527,565	1,012,492
四半期(当期)純利益 (千円)	101,214	262,875	347,874	687,311
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.40	32.20	42.59	84.09

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	12.40	19.79	10.40	41.44

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年9月末日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは、次のとおりであります。 https://www.vis-produce.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第23期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月25日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第24期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月10日近畿財務局長に提出。

第24期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日近畿財務局長に提出。

第24期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月14日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2021年6月28日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書 2022年5月27日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書 2022年5月27日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6月27日

株式会社ヴィス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 康生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花谷 徳雄

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィスの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ヴィスはデザイナーズオフィス事業及びVISビル事業を営んでおり、工事売上高が売上高の大半を占めている。</p> <p>財務諸表注記「5.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、株式会社ヴィスの工事契約のほとんどは、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合に該当するため、工事売上高は、一定の期間にわたり認識するのではなく、完全に履行義務を充足した時点で認識している。</p> <p>国内オフィスビル賃貸市場においては平均空室率が上昇傾向にあり、依然として景気の先行きが不透明な状況にあるため、工事売上高には顧客による検収が未了であるにもかかわらず、売上高が前倒し計上される潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、工事売上高の期間帰属の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、工事売上高の期間帰属の適切性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>工事売上高の認識プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>営業担当者とは独立した管理本部の担当者が、販売管理システム上の売上日付と顧客から入手した検収書（受領書）の検収日付を照合する仕組み</p> <p>(2) 工事売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>工事売上高の期間帰属の適切性を検討するため、決算期末月付近における工事売上高の増加状況等を踏まえて例外取引に該当する可能性があるとして抽出した取引について、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>売上計上日付と顧客から入手した検収書（受領書）の日付を照合した。</p> <p>着工から竣工までの期間が平均的な工事期間と整合しているか否か検討した。</p> <p>未回収リストを閲覧し当初の入金条件を超えて滞留している債権の有無を確認した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。